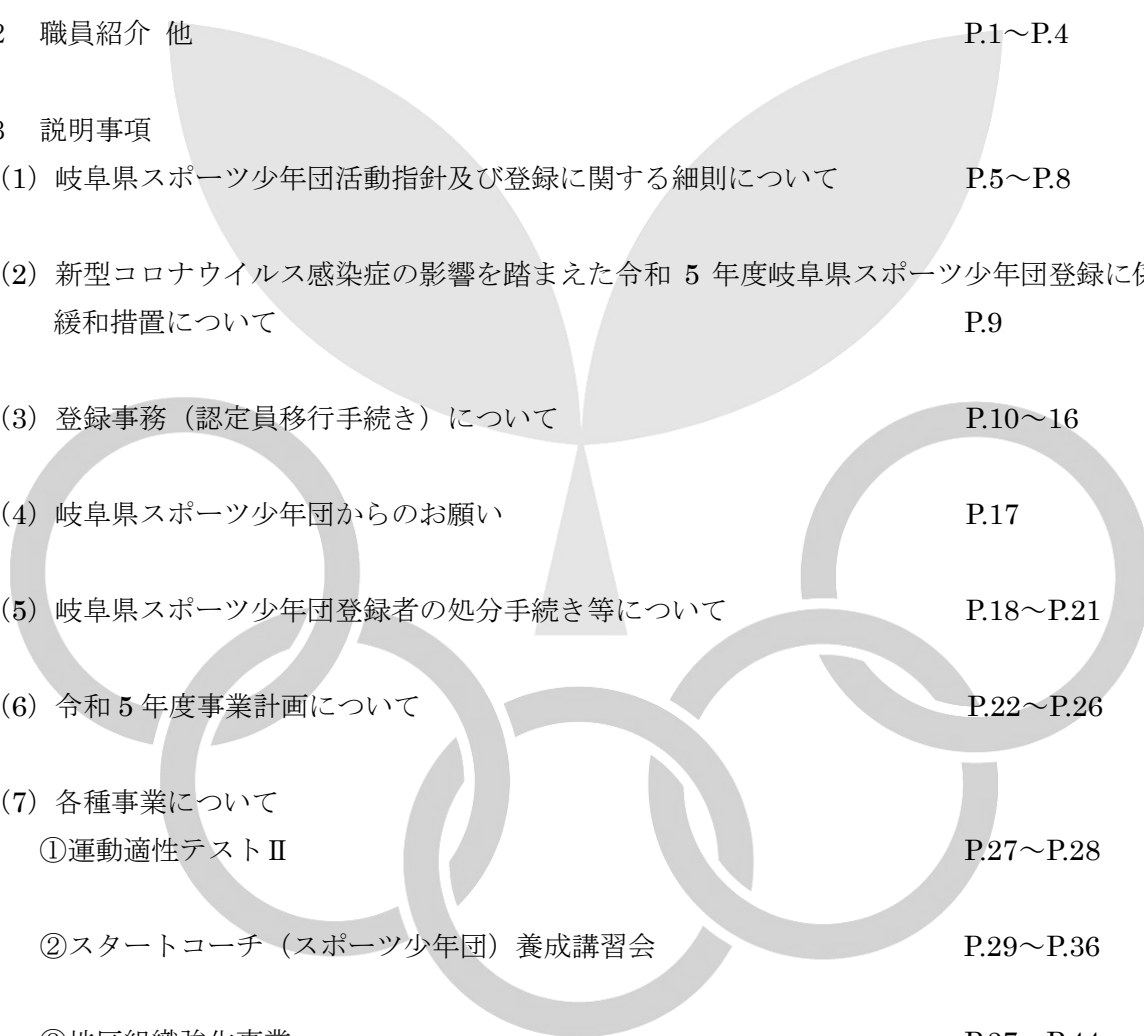


## 令和5年度地区・市町合同スポーツ少年団事務担当者会議 次第

期日：令和5年4月7日（金） 14:00～15:30

会場：岐阜メモリアルセンター 「第1会議室」

- 
- 1 あいさつ
  - 2 職員紹介 他 P.1～P.4
  - 3 説明事項
    - (1) 岐阜県スポーツ少年団活動指針及び登録に関する細則について P.5～P.8
    - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和5年度岐阜県スポーツ少年団登録に係る緩和措置について P.9
    - (3) 登録事務（認定員移行手続き）について P.10～16
    - (4) 岐阜県スポーツ少年団からのお願い P.17
    - (5) 岐阜県スポーツ少年団登録者の処分手続き等について P.18～P.21
    - (6) 令和5年度事業計画について P.22～P.26
    - (7) 各種事業について
      - ①運動適性テストⅡ P.27～P.28
      - ②スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会 P.29～P.36
      - ③地区組織強化事業 P.37～P.44
  - 4 その他
    - (1) 令和4年度岐阜県スポーツ少年団登録集計について P.45

## スポーツ少年団の理念

- 一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する
- スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる
- スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する

## 日本スポーツ少年団団員綱領

1. わたくしたちは、スポーツをとおして健康なからだと心を養います。
1. わたくしたちは、ルールを守り、他人に迷惑をかけない、りっぱな人間になります。
1. わたくしたちは、スポーツによって、自分の力を伸ばす努力をします。
1. わたくしたちは、スポーツのよろこびを学び、友情と協力を大切にします。
1. わたくしたちは、スポーツをとおして世界中の友だちと力をあわせ、平和な世界をつくります。

## 日本スポーツ少年団指導者綱領

1. わたくしたちは、次の時代を担う子どもたちの健全育成のために努力します。
1. わたくしたちは、スポーツのもつ教育的役割を果たすために努力します。
1. わたくしたちは、子どもたちのもつ無限の可能性を開発するために努力します。
1. わたくしたちは、つねに愛情と英知をもって子どもたちと行動するよう努力します。
1. わたくしたちは、スポーツを愛する仲間とともに世界の平和を築くために努力します。

1 岐阜県スポーツ少年団事務局 所在地

〒502-0817 岐阜市長良福光大野2675-28 岐阜メモリアルセンター内  
TEL : 058-297-2567 FAX : 058-297-2568  
E-mail : suposyo@gifu-sports.org

2 総括

役 職	氏 名
専務理事	ますだ かずのり 増 田 和 伯
常務理事	はら かつひこ 原 克 彦
事務局長	むとう さとし 武 藤 智 志

3 管轄部署

役 職	氏 名
スポーツ推進課長	わかまつ たくろう 若 松 卓 郎
スポーツ推進課長補佐 兼 生涯スポーツ係長	みのしま ひろゆき 美濃島 広 幸

4 生涯スポーツ係

役 職	氏 名	メールアドレス
主 任	かしま じゅんこ 鹿 嶋 純 子	junko-kashima @ gifu-sports.org
主 事	おがわ みつぐ 小 川 貢	mitsugu-ogawa @ gifu-sports.org
主 事	おくだ ともひろ 奥 田 智 大	tomohiro-okuda @ gifu-sports.org
クラブアドバイザー	とうどう あやこ 藤 堂 綾 子	ayako-todo @ gifu-sports.org

5 業務分担

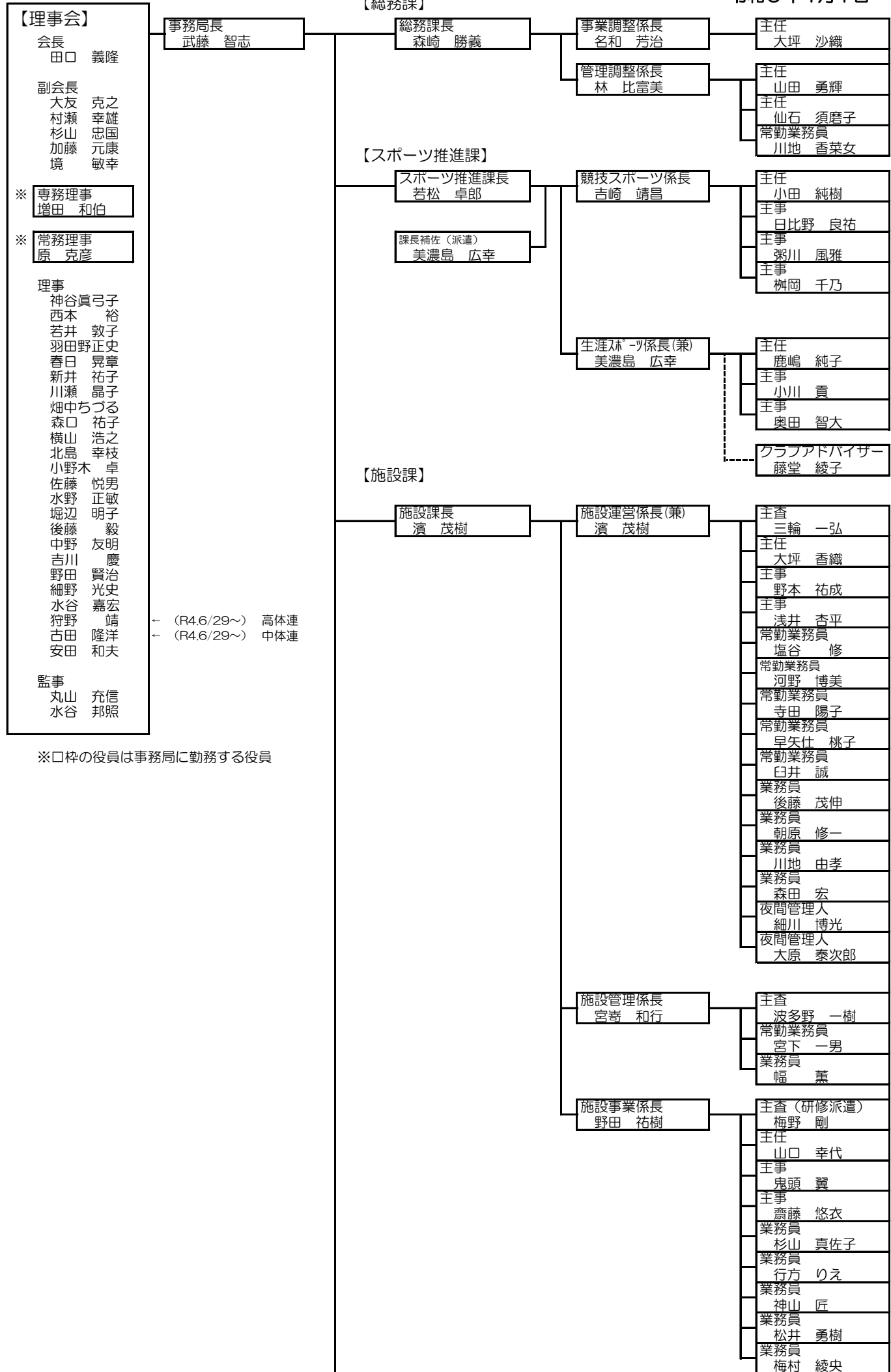
小川：スポーツ少年団業務全般  
鹿嶋：地区組織強化事業・競技別交流大会事業（剣道）  
奥田：競技別交流大会事業（軟式野球）

6 施設休館日の取り扱い

岐阜メモリアルセンターは、原則として毎月第1・第3火曜日が施設休館日です。  
但し、イベント実施状況により変更される場合があります。  
休館日がある週の土曜日は勤務日になります。

令和5年度 公益財団法人岐阜県スポーツ協会 事務局体制図

令和5年4月1日



※□枠の役員は事務局に勤務する役員

【スポーツ科学課】

スポーツ科学課長  
南谷 和子

課長補佐(研究員)  
大野 隆成

林学科学係長(兼)  
大野 隆成

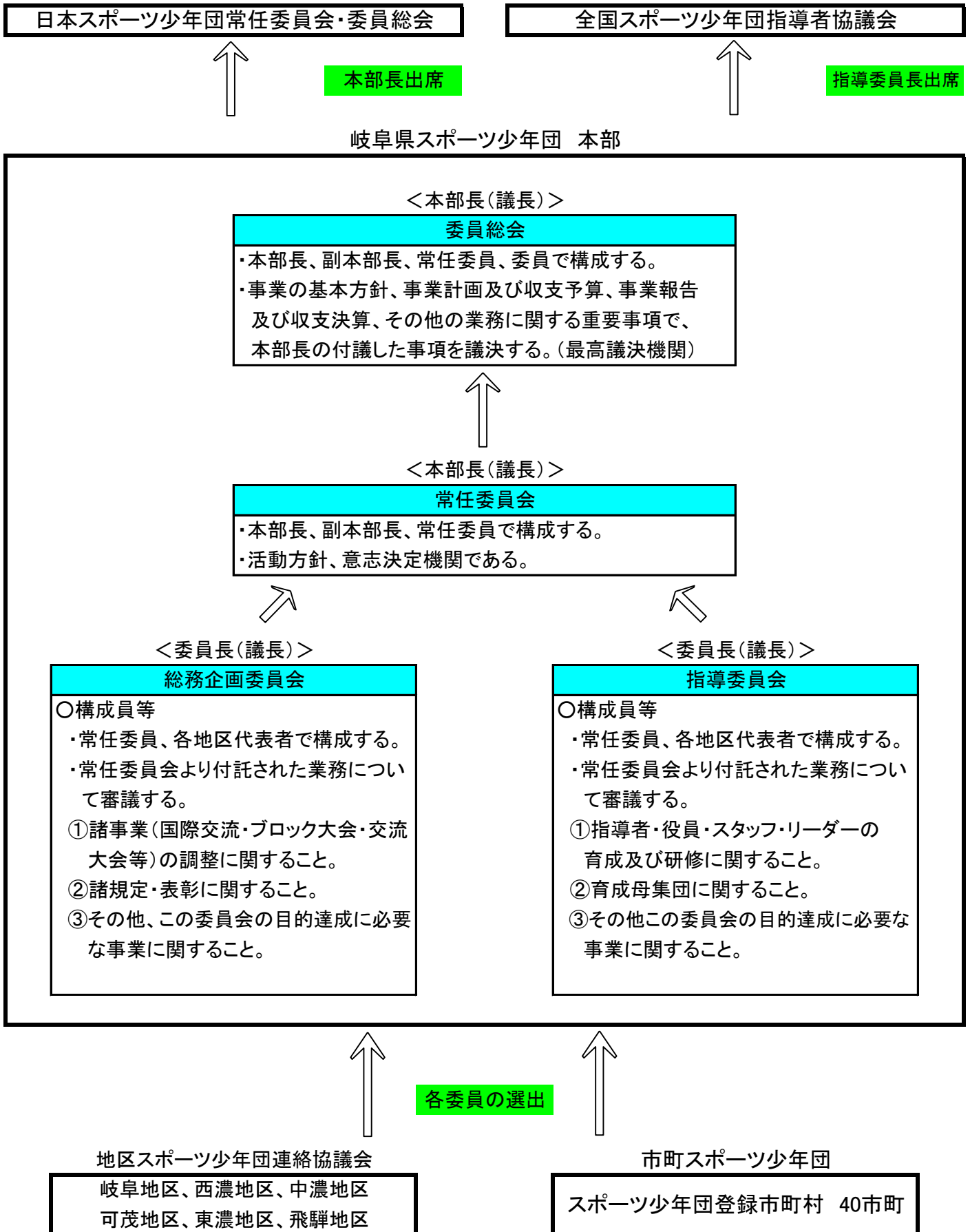
主任研究員
黒澤 亮介
主任専門員
川崎 有紀
主任
前田 春奈
研究員
澤井 拓実
研究員
渡辺 慶太
研究員
田中 義也
研究員
太田 直希
研究員
中島 由来
研究員
平山 満敬
研究員
松田 晶子
研究員
欠 員
研究員
欠 員
専門員
高橋 宙丸
専門員(兼)
山中 翔悟

【御嶽濁河高地トレーニングセンター】

所長  
竹村 洋美

主事
山中 翔悟
主事
得居 裕生
主事
樋口 朱花
主事
成瀬 雅哉
業務員(清掃/通年)
山下 将
業務員(清掃・4~10月末)
熊崎 正彦
業務員(清掃・4~10月末)
村仲 一子
業務員(清掃・4~10月末)
石原 京一
業務員(清掃・4~10月末)
岡崎 利勝
業務員(清掃・4~10月末)
山下 英子
業務員(清掃・~10月末)
欠 員
業務員(宿直/通年)
野口 利泰
業務員(宿直/通年)
下平 忠雄
業務員(宿直・4~10月末)
長瀬 裕文
業務員(宿直/12~3月)
高瀬 孝造
研究員(兼)
平山 満敬
研究員(兼)
松田 晶子

# 岐阜県スポーツ少年団 組織図



## 岐阜県スポーツ少年団 活動指針

### 1 概要

この活動指針は、成長期にある青少年の発育・発達・気力・体力等を考慮し、スポーツ少年団活動を通じて「よりよい青少年の健全育成と生涯スポーツの普及」を行うため、岐阜県内におけるスポーツ少年団活動に関する方針を示すガイドラインである。

### 2 指導者、役員及びスタッフに関する事項（18歳以上）

- (1) 単位スポーツ少年団（以下、「単位団」という）活動に携わる指導者は、公益財団法人日本スポーツ協会公認指導者資格保有者とする。
- (2) 単位団活動に携わる役員及びスタッフは、当該年度のスポーツ少年団に登録している者とする。
- (3) 単位団活動に携わるすべての者は、別に定められた「スポーツ少年団の理念」に基づいて指導すること。なお、スポーツ少年団の目的にふさわしくない行為があったと認められるときは、日本スポーツ協会登録者処分基準にもとづき、登録を取り消す等の処分をされる場合がある。
- (4) スポーツ少年団活動は、主役たる団員・指導者・役員・スタッフ・保護者の同意にもとづき、円滑に行うこと。
- (5) 団員の発育・発達に合わせた指導を行い、障害があるような過度な活動は禁止する。
- (6) 単位団活動中は、少なくとも1名は指導者が指導にあたること。
- (7) 県の公式事業に参加する指導者は、原則として、スポーツ少年団の理念を学んだ者であること。なお、参加条件の詳細は各事業の実施要項に定める。
- (8) スポーツ少年団の指導に携わる者は、積極的に研修会等に参加し、資質の向上に努めること。

### 3 団員に関する事項

- (1) 単位団活動に携わる団員は、当該年度のスポーツ少年団団員登録をすること。

### 4 単位団に関する事項

- (1) 単位団の**構成・登録**にあたっては、以下の条件をすべて満たす必要がある。
  - ①**18歳以上**の「指導者」の2名以上の登録
  - ②2名以上の指導者が「スポーツ少年団の理念」を学んでいること（①と重複可）
  - ③原則として、団員の10名以上の登録
- (2) 活動時間は、公式事業を除き下記のとおりとすること。
  - 1) 集合から解散までの時間を含めて、**平日は1日3時間程度、休日・祝日は1日4時間程度**とし、**1週間に2、3回程度で無理のないスケジュール**で行うこと。
  - 2) 夜間9時以降の活動は控えること。（ただし、宿泊を伴う活動は除く。）
  - 3) 毎月第3日曜日は「家庭の日」とし、単位団活動は自粛すること。なお、「家庭の日」にふさわしい活動であれば活動してもよい。
  - 4) 練習試合は公式事業として認めないため、上記事項を遵守すること。

### 5 その他

- ・日本スポーツ少年団及び岐阜県スポーツ少年団が定める各種規程に基づき作成した指針であるため、これ以外の事項については、規程に従うこと。
- ・上記事項以外の必要事項については、各市町村スポーツ少年団で協議すること。

#### (附 則)

- ・この活動指針は、平成22年3月17日から施行する。
- ・平成26年4月1日に一部改定
- ・平成27年4月1日に一部改定
- ・令和2年5月28日に一部改定
- ・令和5年4月1日に一部改定

## 岐阜県スポーツ少年団の登録に関する細則

第1条 この細則は、岐阜県スポーツ少年団（以下「本団」という）規程第10章第28条に基づき、スポーツ少年団登録に関することについて定めるものとする。

第2条 登録は、本団規程第2章の目的ののっとり本団に加入することを目的として行うものである。

第3条 登録は、下記に定める要件を具備したものをもって、市町村スポーツ少年団から本団を通じ、日本スポーツ少年団へ、各スポーツ少年団単位で申請する。

(1) 団員は、登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。

(2) 指導者は、登録する年の4月1日現在満18歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下、公認指導者資格という）保有者とする。なお、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の養成講習会を修了した者は、その翌年の登録については、公認指導者資格の認定前であっても指導者として登録することができる。

(3) 単位スポーツ少年団は原則として団員10名以上と指導者2名以上で構成される。ただし、本部長の了承を得た単位団については、10名未満であっても登録可能とする。また、18歳以上の指導者2名以上の登録を原則とする。

(4) 前項における指導者は、少なくともその2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者（次のいずれかにあてはまる者）としなければならない。

① 令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者

② スタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者

③ 令和元（2019）年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和5（2023）年度までに引き続き登録を行っていた者

④ 令和2（2020）年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている者

(5) 新規登録単位スポーツ少年団については、初年度に限りスポーツ少年団の理念を学んだ者を必置とせず、次のいずれかを満たせばよいものとする。

① スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合

この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が当該年度内にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

② スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない場合

指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも2名が、当該年度内にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

(6) 単位団の代表者は、18歳以上の指導者または登録する年の4月1日現在満18歳以上の役員およびスタッフのうち1名とする。なお、2団以上の代表者を兼ねることはできない。

(7) 登録に関する手続きは、スポーツ少年団登録システムを用いて行うこととする。

(8) 単位スポーツ少年団の登録にあたっては、毎年4月1日から7月31日までの期間に、所属する市町村スポーツ少年団に申請するものとする。

(9) 市町村スポーツ少年団は上記手続きを経た単位スポーツ少年団をとりまとめ8月31日までの期間中に本団に、登録申請の届け出を行う。また、市町村スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。

(8) 本団への登録料は次の通りとする。

・団員1名 500円（日本スポーツ少年団300円、本団200円）

・指導者、役員およびスタッフ1名 1,000円（日本スポーツ少年団700円、本団300円）



第4条 前条による登録を行ったものに対し、所定の認定を行う。

- (1) 新規登録団については団認定証と認定リボンを交付する。また、単位スポーツ少年団旗を保持しなければならない。
- (2) 更新登録単位スポーツ少年団については認定リボンを交付する。
- (3) 団員については団員章を交付する。
- (4) 指導者については指導者章を交付する。
- (5) 役員およびスタッフについては登録証を交付する。

第5条 前条による認定を受けた単位スポーツ少年団、団員、指導者、役員およびスタッフは市町村、県、日本スポーツ少年団が実施する事業等に参加の権利を有すると共に、日本スポーツ少年団の制定する標章等の使用(営利目的での使用は除く)が認められる。

第6条 新たに加盟しようとする市町村スポーツ少年団は、その代表者より次の書類を本団に提出しなければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 事務所所在地、連絡責任者(氏名、職業)
- (3) 規約
- (4) 所属単位団一覧表
- (5) 役員名簿(住所、氏名)
- (6) 前年度事業概要
- (7) 当該年度事業計画表
- (8) 当該年度の収支予算書

第7条 加盟の承認を得た市町村スポーツ少年団は、直ちに第3条により登録を完了し、本団の委員1名を選出し、所定の様式で届け出なければならない。

第8条 加盟団体は、選出した本団の委員その他提出書類に変更があった場合は、直ちにその旨を届出なければならない。

第9条 登録者の個人情報、公益財団法人日本スポーツ協会個人情報保護法に基づき、日本スポーツ少年団、本団、市町村スポーツ少年団等にて共同利用する。その他、個人情報取り扱いの詳細については、日本スポーツ少年団が定める「スポーツ少年団個人情報の取り扱いについて」のとおりとする。

第10条 この細則は、常任委員会の議決によって変更することができる。

附 則

- 1 この細則は、平成11年5月24日から施行する。
- 2 令和2年5月28日 一部改定
- 3 令和5年4月1日 一部改定

スポーツ少年団シニア・リーダー資格被認定者の  
「スポーツ少年団の理念を学んだ者」としての取り扱い

■現 状（課題）

・令和元（2019）年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され、引き続きスポーツ少年団登録を行っている満20歳以上の者は、公認指導者資格を保有していない場合でも、令和5（2023）年度までは「スポーツ少年団の理念」を学んだ指導者として登録することができる。

※令和5年度以降の取り扱いについては定められていない。

・令和2（2020）年度以降にシニア・リーダーとして資格認定された18歳以上の者は、所定の移行手続きを行うことでスタートコーチ（スポーツ少年団）の資格を登録することができるが、スポーツ少年団の理念を学んだものとしての扱いは定められていない。



■今後の対応（改定内容）

・登録規程施行細則に定める「スポーツ少年団の理念を学んだ者」の区分（現行は2つ）に、新たにシニア・リーダー資格被認定者に対応する区分を2つ追加する。

- ①令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
- ②スタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者
- ③令和元（2019）年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和5（2023）年度までに引き続き登録を行っていた者
- ④令和2（2020）年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている者

【参考図】

	令和元年度以前	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度以降
令和元年度以前認定のシニア・リーダー	・引き続きスポ少登録を行っていれば公認指導者資格無しでも「理念を学んだ指導者」として登録可能					・CA移行等で公認指導者資格を取得すれば「理念を学んだ指導者」(3)として登録可能 ・R5までにCA移行しなかったが、その後公認指導者資格を新たに取得した場合「理念を学んだ指導者」(3)として登録可能
	・令和5年度まではコーチングアシスタント(CA)に移行可能					
令和2年度以降認定のシニア・リーダー (この表では例として令和3年度認定の場合)	・認定から4年後まではスタートコーチ(スポーツ少年団)(SC)に移行可能 令和3年度認定					・SC資格移行後は、SCが有効な限り「理念を学んだ指導者」(2)として登録可能 ・4年後までにSC移行しなかったがその後公認指導者資格を新たに取得した場合、引き続きスポ少登録を行っていれば「理念を学んだ指導者」(4)として登録可能 ・SC以外の公認指導者資格を取得した場合、引き続きスポ少登録を行っていれば「理念を学んだ指導者」(4)として登録可能

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた  
令和5年度岐阜県スポーツ少年団登録に係る緩和措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から開始予定のスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会が中止となったため、同講習会は令和3年度から実質的にスタートした。しかし、感染症の再拡大の影響により同講習会は十分に開催できず、令和5年度もスポーツ少年団登録手続き時に、「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」を2名以上登録させることができない(つまり団として登録できない)単位スポーツ少年団が発生し得る事態となっている。

これを受け、日本スポーツ少年団は、令和3年度および令和4年度と同様に、令和5年度も全ての更新登録単位スポーツ少年団を対象に、緩和措置を設けることとしたため、岐阜県スポーツ少年団としても「岐阜県スポーツ少年団の登録に関する細則」及び「岐阜県スポーツ少年団活動指針」の一部に以下のとおり緩和措置を設けることとする。

<岐阜県スポーツ少年団の登録に関する細則>

第3条(3)は、令和3年度および令和4年度と同様に、令和5年度も全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない(「スポーツ少年団の理念を学習した指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とする)。ただし、次のⅠまたはⅡを満たす必要がある。

Ⅰ スポーツ少年団の理念を学習した登録指導者が1名の場合

この1名を除いた指導者、役員及びスタッフのうち少なくとも1名が、令和5年度にスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会の受講を修了すること。

Ⅱ スポーツ少年団の理念を学習した登録指導者がいない(0名)の場合

指導者、役員及びスタッフのうち少なくとも2名が、令和5年度にスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会の受講を修了すること。

<岐阜県スポーツ少年団 活動指針>

4 単位団に関する事項(1)②は、令和3年度および令和4年度と同様に、令和5年度も更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない(「スポーツ少年団の理念を学習した指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とする)。ただし、次のⅠまたはⅡを満たす必要がある。

Ⅰ スポーツ少年団の理念を学習した登録指導者が1名の場合

この1名を除いた指導者、役員及びスタッフのうち少なくとも1名が、令和5年度にスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会の受講を修了すること。

Ⅱ スポーツ少年団の理念を学習した登録指導者がいない(0名)の場合

指導者、役員及びスタッフのうち少なくとも計2名が、令和5年度にスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会の受講を修了すること。

# 令和5年度スポーツ少年団登録事務について

## 1 登録システムの設定について

- ・令和5年度のスポーツ少年団登録作業は令和5年3月31日（金）に開始。
- ・登録システムのメールアドレス（noreply@sports it.jp）から送付されるアカウント発行メールにて、当該メールに記載のURLよりパスワード設定を含む初期設定を行う。
- ・初期設定の完了後、システムにログインし登録作業を行う。
- ・メールが届いていない単位団やURLの有効期限が切れてしまった単位団に対しては、各市町にて、「再招待する」をクリックし、対応してください。

## 2 登録システム関係資料

- ・ログイン画面に最新版「マニュアル」が掲載されていますのでダウンロードしてください。また、登録システムに関する操作手順動画（YouTube）もありますので、ご活用ください。  
※マニュアルは「都道府県職員向け」、「市区町村職員向け」、「単位スポーツ少年団向け」がありますので、ご注意ください。
- ・単位団向けの「よくある質問」Q&A資料もございますので、ご活用ください。

## 3 前年度に「JSPO公認スポーツ指導者資格養成講習会」を受講し、修了された方の「スポーツ少年団登録」指導者登録については、『前年度JSPO資格養成講習会受講修了者の操作方法』をご参照ください。

## 4 登録期間

市町から県への登録は令和5年8月31日（木）17:00までに完了してください。（締切厳守）  
（単位団から市町への締め切りは各市町において設定してください。）

## 5 登録料

- |             |                      |
|-------------|----------------------|
| (1) 団員      | 500円（日本300円、県200円）   |
| (2) 指導者     | 1,000円（日本700円、県300円） |
| (3) 役員・スタッフ | 1,000円（日本700円、県300円） |

## 6 旧スポーツ少年団認定員の資格移行手続きについて

- ・令和6（2024）年度以降も、継続して「指導者」としてスポーツ少年団に登録される場合は、令和5（2023）年11月までに「JSPO公認コーチングアシスタント」に資格を移行する所定の手続き（免除免除申請）が必要となります。

※「JSPO公認コーチングアシスタント」への資格移行は、移行講習会等を受講する必要はなく、所定の手続き（免除免除申請）を行うことで完了できます。

- ・登録者の移行状況は登録システムで確認が可能です。
- ・詳細は「資格移行手続きマニュアル」をご参照ください。

## 7 登録認定資料

- (1) 認定リボン（赤白リボン）：全登録単位スポーツ少年団に交付
- (2) 指導者章（ワッペン）：全登録『指導者』に交付
- (3) 役員・スタッフ登録証（カード）：全登録『役員・スタッフ』に交付
- (4) 団員章（ワッペン）：全登録『団員』に交付

※前年度の登録実績をもとに交付します。

## 8 スポーツ少年団旗

### 【単位団旗（1式）】

新規：1,100円（税込） 2本目以降（再購入）：5,500円（税込）

### 【市町村本部団旗（1式）】

新規：12,100円（税込） 2本目以降（再購入）：62,700円（税込）

※新規の購入は、別紙「単位団旗（新規）申込書」を作成いただき、日本スポーツ少年団へ直接お申込みください。

※2本目以降の購入（再購入）、または旗竿や竿頭等の部品だけを購入する場合は、別紙「再購入ご注文書」にて、(株) 紅屋商店へお申し込みください。

## 【日本スポーツ少年団登録システム問合せ窓口】

※登録システムの操作等についてご不明な点があれば、専用コールセンターにお問合せください

●TEL：03-6899-3524（平日・休日（祝日含む）10:00～18:00）

●MAIL：jjsa.entry@japan-sports.or.jp

※各種資料の掲載場所



スポーツ少年団登録システムのログイン画面に下記資料が掲載されております。

- ①登録システムに関する操作手順動画（YouTube）
- ②よくある質問（単位団向け）
- ③前年度 JSPQ 資格養成講習会受講終了者の操作方法
- ④資格移行手続きマニュアル（旧認定員向け）
- ⑤登録システムマニュアル  
（市区町村職員向け、単位スポーツ少年団向け）

## 単位団旗(新規) 申込書

◎必ず都道府県あるいは市区町村スポーツ少年団がお申込み下さい。 記入日: 年 月 日

申込数	@1,100円(税込) × 本＝ 円	
<b>申込者</b>  ※申込者に該当するのは、都道府県または市区町村スポーツ少年団のみです。	団 名	都/道/府/県 市/区/町/村 <small>スポーツ少年団</small>
	事務担当者名	
	住 所	〒
	T E L	
<b>単位団旗送付先</b>  <input type="checkbox"/> 申込者と同じ <input type="checkbox"/> 右記送付先	団 名	スポーツ少年団
	受取人氏名	
	住 所	〒
	T E L	
<b>請求書送付先</b>  <input type="checkbox"/> 申込者に郵送 <input type="checkbox"/> 単位団旗に同封 <input type="checkbox"/> 右記送付先	団 名	スポーツ少年団
	受取人氏名 (代金支払者)	
	住 所	〒
	T E L	
<b>支払い方法</b>	<input type="checkbox"/> 現金書留 <input type="checkbox"/> コンビニエンスストア振込(合計金額30,000円以内) <input type="checkbox"/> 銀行振込 ※銀行振込の際、名義は請求書記載の団名とし、個人名義での振込みはご遠慮願います。また、代金の振込みをされた場合は振込通知書をFAXにて日本スポーツ少年団にご提出ください。	
<b>納品希望日</b>	<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 月 日 までに	
<b>必要書類</b>	※請求書以外に必要な書類がありましたら○をして下さい。 <input type="checkbox"/> 納品書 <input type="checkbox"/> 見積書	

※単位団の1本目の購入に対しては、購入費の補助があるため日本スポーツ少年団を通じての販売(特別価格1,000円(税抜))となり、2本目以降については、指定業者((株)紅屋商店)から正規価格にて購入となります。

### 申込先・振込通知書提出先

公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団  
 〒160-0013  
 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE  
 TEL:03-6910-5814 FAX:03-6910-5820

## 市区町村旗（新規）申込書

記入日： 年 月 日

名前入れ	市／区／町／村		
申込者  ※申込者に該当するのは 都道府県又は市区町村 スポーツ少年団のみです。	団 名	都／道／府／県 市／区／町／村	
	事務担当者名	スポーツ少年団	
	住 所	〒	
	T E L	F A X	
市区町村旗送付先  ( ) 申込者と同じ ( ) 右記送付先	団 名	スポーツ少年団	
	受取人氏名		
	住 所	〒	
	T E L		
請求書送付先	( ) 申込者 ( ) 市区町村旗送付先		
送金方法 ( @ 12,100円(税込) )	( ) 現金書留 ( ) 銀行振込 ※銀行振込の際、名義は請求書宛名とし、個人名義での振込みはご遠慮願います。 また、代金の振込みをされた場合は振込通知書をFAXにて日本スポーツ少年団にご提出ください。		
納品希望日	( ) 特になし ( ) 月 日までに		

※市区町村スポーツ少年団の1本目の購入に対しては、購入費の補助があるため  
 日本スポーツ少年団を通じての販売【特別価格:12,100円(税込)】となり、  
 2本目以降については、指定業者【(株)紅屋商店】から正規価格にて購入となります。

**申込先・振込通知書提出先**  
 公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団  
 〒160-0013  
 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE  
 TEL:03-6910-5814 FAX:03-6910-5820

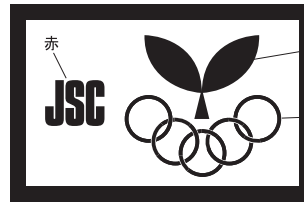
# 各市区町村・単位団スポーツ少年団旗 再購入 ご注文書

〈市区町村スポーツ少年団旗〉



行進・掲揚用 850 m/m × 1250 m/m  
¥13,200-

〈単位団旗〉



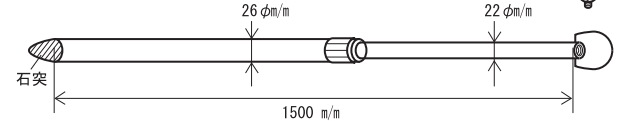
サイズ: 500 m/m × 750 m/m  
生地: アクリル生地, 3色本染め仕上げ  
(赤・紺・緑) ¥2,200-



〈旗竿〉  
本製黒塗り千段ネジ型  
3本組 2100 m/m  
¥25,300-

〈ポール〉

: 1500 m/m 伸縮2段アルミ製 ¥2,200-



プラ玉 70φ m/m ネジ式 ¥660-

〈旗立台〉 (三脚)

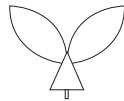
スチール製クロームメッキ  
仕上げ 9 m/m × 850 m/m  
ケース入り

¥8,250-

〈竿頭〉

真鍮製少年団マーク

¥10,450-



〈ケース〉

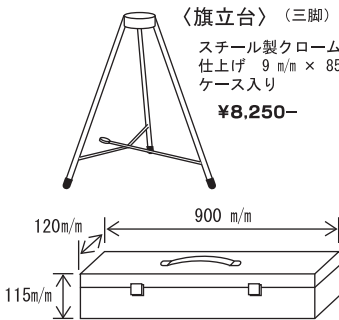
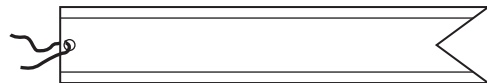
ビニール(黄), 少年団マーク・名称入り

¥660-



〈リボン〉

紅白 60 m/m × 420 m/m ¥154-



〈トランク〉

ビニールレザー張り

¥9,900-

〈リボン〉

5色リボン・紅白リボン 各1本

¥660-

(株)紅屋商店

〒113-0033  
文京区本郷1~7~3

担当/松本・森下

☎ 03-3815-0614 FAX 03-3815-8805

E-mail: morishita@beniya-shouten.co.jp

〈市区町村スポーツ少年団旗〉(R3.10.1~)

品名	金額(税込)	注文数
市区町村旗	13,200.-	
竿頭	10,450.-	
旗竿	25,300.-	
旗立台	8,250.-	
トランク	9,900.-	
リボン	660.-	
※セットの場合(一式)	62,700.-	

〈単位団旗〉

品名	金額(税込)	注文数
単位団旗	2,200.-	
ポール	2,200.-	
プラ玉	660.-	
ケース	660.-	
リボン	154.-	
※セットの場合(一式)	5,500.-	

市区町村・団体名	担当者名	発注日	希望納期
住所			
電話	( )		

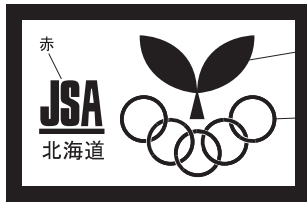
※ 表示価格は消費税込みの価格となっております。送料は実費請求になります。



# 各都道府県・市区町村スポーツ少年団旗 再購入・特注品 ご注文書

〈都道府県スポーツ少年団旗(別注品)〉

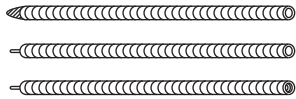
〈都道府県・市区町村  
スポーツ少年団旗(別注品)〉



行進用 1000 m/m × 1500 m/m  
¥33,000-

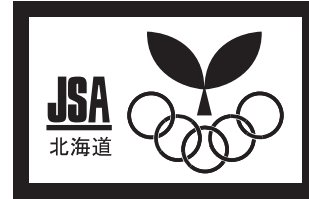


行進・掲揚用  
1000 m/m × 1500 m/m  
¥33,000-



〈旗竿〉

本製黒塗リ千段ネジ型  
3本組 2100 m/m  
¥25,300-

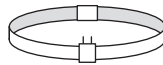


掲揚用  
1400 m/m × 2100 m/m  
¥49,500-



〈旗立台〉(三脚)

スチール製クロームメッキ  
仕上げ 12 m/m × 850 m/m  
ケース入り  
¥13,200-



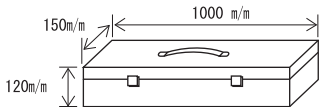
〈ベルト〉

牛一枚皮  
¥7,150-

北海道 スポーツ少年団

〈プレート〉

少年団名入りアルミプレート  
30 m/m × 150 m/m  
¥4,950-



〈トランク〉

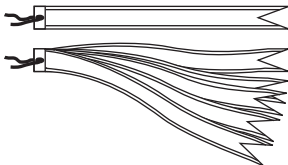
アルミ製  
¥49,500-

〈竿頭〉

真鍮製少年団マーク  
¥10,450-

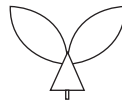


掲揚用  
1800 m/m × 2700 m/m  
¥71,500-



〈リボン〉

5色リボン・紅白リボン 各1本  
¥660-



※ 特注旗につきましては、サイズ・数量により価格が変わりますので、下記へお問い合わせ下さい。

(株)紅屋商店

〒113-0033  
文京区本郷1~7~3

担当/松本・森下

☎ 03-3815-0614 FAX 03-3815-8805

E-mail: morishita@beniya-shouten.co.jp

〈都道府県スポーツ少年団旗〉(R3.10.1~)

〈特注旗〉

品名	金額(税込)	注文数
都道府県旗	33,000.-	
竿頭	10,450.-	
旗竿	25,300.-	
旗立台	13,200.-	
トランク	49,500.-	
ベルト	7,150.-	
リボン	660.-	
プレート	4,950.-	
※セットの場合(一式)	137,500.-	

品名	金額(税込)	注文数
特注旗 1000 m/m × 1500 m/m	33,000.- ( )	
特注旗 1400 m/m × 2100 m/m	49,500.- ( )	
特注旗 1800 m/m × 2700 m/m	71,500.- ( )	

都道府県・市区町村名	担当者名	発注日	希望納期
住所			
電話	( )		

※ 表示価格は消費税込みの価格となっております。送料は実費請求になります。

令和 年 月 日

公益財団法人日本スポーツ協会  
日本スポーツ少年団 御中

## 振込通知書

本日（ 月 日）、下記の通り振込を行いましたのでご通知いたします。

### 記

1. 振込金額： \_\_\_\_\_ 円

2. 振込額内訳（名称、単価、人数、金額等）

(1) 内容：令和 年度  
@ \_\_\_\_\_ 円× \_\_\_\_\_ 名/本= \_\_\_\_\_ 円

(2) 内容：令和 年度  
@ \_\_\_\_\_ 円× \_\_\_\_\_ 名/本= \_\_\_\_\_ 円

※ シニア・リーダースクール、全国スポーツ少年大会、および日独スポーツ少年団同時交流等国際交流の参加料・負担金、団員、指導者、役員・スタッフ登録料、単位団旗・市区町村団旗代金等については、各実施要項等記載の当協会指定口座に振込みください。

団体名： \_\_\_\_\_ スポーツ少年団

担当者名： \_\_\_\_\_

※ お手数ですが、本用紙に必要事項をご記入の上、FAXで通知いただくか、メールにて上記内容をご連絡ください。

FAX : 03-6910-5820

E-mail : jjsa@japan-sports.or.jp

## 岐阜県スポーツ少年団からのお願い

- 1 年間に十数件、スポーツ少年団に係る体罰・暴言等の相談が寄せられます。子どもたちが安心して活動できる環境づくりのため、各市町スポーツ少年団においても体罰・暴力の根絶に向けたご指導をいただきますよう、お願いいたします。  
なお、調査及び解決にあたっては、該当する市町スポーツ少年団に依頼させていただきますので、ご対応の程よろしくお願いいたします。
- 2 団員や保護者等の負担を考慮し、1日活動時間は公式事業を除き下記のとおりで活動してください。
  - ① 集合から解散までの時間を含め、平日は3時間程度、休日・祝日は4時間程度とし、1週間に2、3回程度で無理のないスケジュールで行うこと。
  - ② 夜間9時以降の活動は控えること。(ただし、宿泊を伴う活動は除く。)
  - ③ 毎月第3日曜日は「家庭の日」とし、単位団活動は自粛すること。なお、「家庭の日」にふさわしい活動であれば活動してもよい。
  - ④ 練習試合は公式事業として認めないため、上記事項を遵守すること。
- 3 夏季(特に7月～8月)は、猛暑が想定されます。熱中症対策を十分に考慮し、子どもへの体調管理に最大限の配慮をお願いいたします。
- 4 各事業の提出書類については、組織内で十分に協議し適切な稟議の上、ご提出ください。また、円滑に事業を進めるために、提出期限をお守りいただきますようご協力願います。

## スポーツ少年団活動の反倫理的行為における調査・処分手続きについて

岐阜県スポーツ少年団

### はじめに

スポーツ少年団登録者（以下「少年団登録者」という。）が違反行為を行った疑いがあるときは、市町村スポーツ少年団または岐阜県スポーツ少年団は、当事者間で問題解決が図られることを第一に考え対処するが、当事者間での問題解決が困難な場合は、事実確認や処分手続きを行うこととなる。また、調査及び処分の決定にあたっては、適切な方法及び適切な順序で対応することが求められる。

### 目的

市町村スポーツ少年団または岐阜県スポーツ少年団において、相談への対応から処分決定まで迅速かつ適切な対応ができるよう、基本となる手続きを記す。

### 手続きについて

#### 1 相談・情報提供があった際の対応

- 相談者あるいは情報提供者の氏名及び連絡先を確認する。
  - ・匿名希望の場合は情報の信憑性に欠けるため、対応できない旨を伝える。  
(匿名であっても情報は事務局において記録する)
  - ・匿名の場合は、たとえ連絡先がわかっても対応しない。  
(セキュリティ保護：メールアドレスの使用等による、コンピュータのウイルス感染を防ぐ)
  - ・匿名ではなく、岐阜県内のスポーツ少年団に関わる内容であると確認できた場合、以下に従い、内容を聴き取る。
- 聴き取り（相談者あるいは情報提供者からできる限り具体的に内容を聴き取る）
  - ・「誰が」、「いつ」、「どこで」、「誰に対して」、「どのような行為をしたか」
  - ・どのような証拠があるのか
  - ・相談者あるいは情報提供者の希望・要望
  - ・行為者が少年団登録者であるか否か
  - ・日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格保有確認
- 岐阜県スポーツ少年団への連絡
  - ・聴き取りした内容が公益財団法人日本スポーツ協会倫理規定第4条に違反する行為に該当すると思われる場合は、その相談内容とその後の対応方針を説明する。

#### 2 調査方法

- (望ましい事情の聴き取り手順)原則として、以下の順番で事情の聴き取りをすることが望ましい。
  - ①相談者・被害者からの聴取
  - ②関係者（行為者と思われる者以外の者）からの聴取
    - ※行為者と思われる者と接点の少ない者からの聴取が望ましい。
    - ※団員（子ども）は表現能力が未発達であるため、聴取を行う場合には、十分配慮したうえで行うこと。また、その配慮ができない場合は聴取をしないこと。
  - ③行為者と思われる者からの聴取

#### 【調査（聴取）にあたっての注意事項】

- ・行為を隠すような口裏合わせをしないよう、できる限り同日、同時刻に行うことが望ましい。
- ・年齢、表現能力などにも十分配慮し、誘導は避けて本人から自由に語らせる雰囲気づくりと問いかけをするよう注意する。
- ・被害者、相談者、証言者への新たな被害を防ぐため、情報の漏洩に十分注意する。
- ・録音をしておくことで、発言の内容の正確性を保つことができるため、録音は積極的に行っても構わないが、承諾を得て録音することが望ましい。

■客観的な証拠から反倫理的行為が認められる場合や、調査開始の有無に関係なく行為者と思われる者が反倫理的行為を認めている場合は、上記の順序にこだわらない。

### 3 事実認定

■具体的な事実（「いつ」、「どこで」、「誰が」、「誰に対して」、「どうやって」、「どうなったか」）を明確にする。

- ・具体的な反倫理的行為が認められない限り、処分を決定することはできない。

■反倫理的行為が明らかとなった場合には、上記事実に関連して、以下のような事実も明確にすることが望ましい。

- ・違反行為に至る経緯
- ・他に被害者がいないか
- ・他に加害者がいないか
- ・違反行為の目的・動機

■証拠の種類

客観的な証拠：録音音声、ビデオ映像、契約書など、客観的な形で残っている、動かすことのできない証拠

主観的な証拠：被害者や目撃者の供述や供述書など

■事実認定においては、客観的な証拠が重要となるが、客観的な証拠がない場合は、主観的な証拠がどの程度信用できるか、慎重に判断する必要がある。また、行為者と思われる者がどのような理由で処分されるのかを明確にする必要がある。

### 4 処分内容の決定

■事実認定において、少年団登録者の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、「スポーツ少年団登録者処分基準」に従い、処分の種類及び内容を決定する。

■処分内容を決定した機関は、処分対象者に処分内容を通知する。

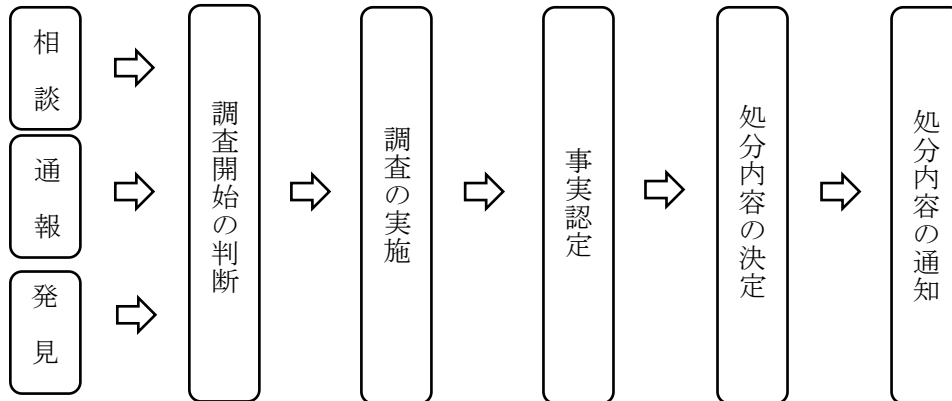
■市町村スポーツ少年団において処分を決定した場合、経緯の分かる書類を添えて、決定した処分内容を岐阜県スポーツ少年団に報告する。

■行為者が少年団登録者でない場合は、団長などの登録者に処分を行うことができる。

### 5 処分決定に対する不服申立

■少年団登録者が処分決定に不服がある場合には、当該少年団登録者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。

## <基本的な流れ>



## <参考事例>

〇〇〇スポーツ少年団（〇〇市）

団員：A君、B君、Cさん、Dさん 指導者：E監督、Fコーチ

### ■相談

相談者：B君の親（匿名ではない）

内容：スポーツ少年団活動の中で、E監督がB君に対して暴言を繰り返している。

### ■調査開始の判断

相談者が匿名ではなく、スポーツ少年団に関わる事案であることから調査を進めていく。

### ■調査の実施（聴取）

#### 1. 相談者（B君の親）からの聴取

→具体的な状況を説明。証拠は残していない。

#### 2. 関係者（行為者と思われる者以外の者）からの聴取 ※遠い関係の者から

①A君の親 →証拠は残っていないが目撃した。

②Cさんの親 →証拠は残っていないが目撃した。

③Dさんの親 →目撃し、暴言を録音したデータも持っている。

④Fコーチ →証拠は残っていないが目撃した。

#### 3. 行為者と思われる者からの聴取

→暴言を吐いた自覚があり、反省している。

### ■事実認定

行為者本人が具体的な事実（「いつ」、「どこで」、「誰が」、「誰に対して」、「どうやって」、「どうなったか」）を認めており、客観的な証拠（録音音声）も残っているため、事実を認定した。

### ■処分内容の決定

今回の件は、「スポーツによる青少年の健全育成」というスポーツ少年団の目的に反する行為である。一方で、処分対象者は初めてのことであり、現在は自身の行為に対して深く反省していることが確認できたため、以上を踏まえ、〇〇市スポーツ少年団内で協議した結果、「スポーツ少年団登録者処分基準」に従い、処分対象者への処分を「厳重注意」と決定した。

### ■処分内容の通知

決定した処分を処分対象者本人に書面で通知し、処分に至るまでの経緯を含めた今回の事案に係る資料を岐阜県スポーツ少年団本部に提出した。

## 岐阜県スポーツ少年団処分審査会 規程

### (総則)

#### 第1条

日本スポーツ協会スポーツ少年団登録者処分基準第10条の規定に基づいて、岐阜県スポーツ少年団本部内に岐阜県スポーツ少年団処分審査会(以下「審査会」という。)を設ける。

### (審議事項)

#### 第2条

この審査会は、岐阜県スポーツ少年団において登録者の処分を行わなければならない事案が発生した場合の処分に係る事項を審議する。

### (審査会委員)

#### 第3条

審査会は、次の審査会委員(以下「委員」という。)をもって構成する。

- (1) 副本部長(全員)
- (2) 常任委員(若干名)
- (3) 法律家(1名)

#### 第4条

委員長は、委員の中から、本部長が指名する。

- 2 委員は、本部長が指名する。

### (任期)

#### 第5条

委員の任期は、岐阜県スポーツ少年団において登録者の処分を行わなければならない事案の審議開始日から終決日までとする。

### (審査会)

#### 第6条

審査会は、委員長が招集して、その議長となる。

- 2 審査会の決議は、決議について過半数が出席し、その過半数をもって決する。

### (適正な処分のための措置)

#### 第7条

審査会は、必要に応じて適宜、当該事案に係る市町村スポーツ少年団の本部役職員を招集することができる。

### (規程の変更)

#### 第8条

この規程は、岐阜県スポーツ少年団常任委員会の決議により変更することができる。

### 附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

# 令和5年度岐阜県スポーツ少年団 事業計画

## はじめに

本団は、これまで青少年のスポーツ活動を担う県下最大の組織として、「スポーツを通じて青少年のこころとからだを育てる」の理念のもとに、青少年の健全育成に貢献してきた。

令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一部の事業が中止となったが、県本部、地区スポーツ少年団連絡協議会及び市町スポーツ少年団、その他スポーツ団体が連絡を密にとり、また、適切に連携を図ることにより、積極的に事業を推進することができた。令和5年度も各事業が実施できるよう更なる連携強化を図っていく。

特に、各地域におけるスポーツ少年団の活性化に向け、地区組織強化事業の一環として「市町村組織強化」を実施し、その地域の現状やニーズに合わせた強化が図れるよう、長期的な視点に立って実施していく。

また、令和元年度から本団で実施している「ACP（アクティブ チャイルド プログラム）普及促進研修会」は岐阜県スポーツ協会の事業として拡大・拡充し実施する。この研修会を活用し、アフターコロナにおける子どもたちの体力及び非認知能力の向上を目指しながら、ACPの理解者の増加と団員の加入促進につながるよう努める。

「スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会」については、地区連絡協議会及び市町スポーツ少年団と協力しながら、県本部でも“スポーツ少年団の理念を学んだ指導者”の養成を積極的に推進する。加えて、今後さらに子どもの健全育成ができる環境の確立を目指し、指導者や役員・スタッフ、育成母集団を対象とした「スポーツ少年団研修会」を県において開催する。スポーツ文化の大切さを学びながら指導方法や組織のマネジメント等の幅広い資質を身に付けつつ、現代に求められている地域スポーツの在り方に関する情報を発信していく。

さらに、学校部活動の地域移行に関して、スポーツ少年団においては、総合型地域スポーツクラブをはじめとする他団体との連携が必要不可欠なものであり、引き続き各地域の実情を踏まえながら連携協働を推進していく。スポーツ少年団がジュニア・ユーススポーツの中核組織として自覚を持ち、各単位団がより良い組織の運営を図るため、マネジメント能力を有する人材の育成にも力を入れる。

地域スポーツの大転換期を迎えている今、市町スポーツ少年団が地域に根差したスポーツ活動団体として育成できるよう各事業を充実・展開し、次代を担う青少年の育成を主眼に地域社会への貢献を継続する。

## 施策項目

1. スポーツ少年団組織の充実・強化
2. スポーツ活動の充実及び推進
3. 単位スポーツ少年団及び指導者（役員・スタッフ含む）の顕彰
4. 指導者（役員・スタッフ含む）・リーダー・育成母集団の養成・育成
5. 広報活動の充実
6. 他団体との連携・協働
7. その他（関連事業）



## 1. スポーツ少年団組織の充実・強化

### (1) 諸会議

事業名	期日	会場	備考
日本委員総会	令和5年6月3日（第1回）	未定	本部長出席
	未定（第2回）	未定	本部長出席
北信越・東海ブロック会議	令和6年2月1日～2日	ホテルグランヒルズ静岡	本部役員3名出席
東海ブロック連絡協議会理事会	令和5年5月20日	レイアップ御幸町ビル（静岡県）	
	令和5年10月21日	レイアップ御幸町ビル（静岡県）	
	令和6年2月17日	レイアップ御幸町ビル（静岡県）	
県委員総会	令和5年5月31日	岐阜メモリアルセンター（岐阜市）	
	令和6年3月6日	岐阜メモリアルセンター（岐阜市）	
県常任委員会	令和5年5月31日	岐阜メモリアルセンター（岐阜市）	
	令和5年12月21日	岐阜メモリアルセンター（岐阜市）	
	令和6年3月6日	岐阜メモリアルセンター（岐阜市）	
県総務企画委員会	令和5年5月11日	岐阜メモリアルセンター（岐阜市）	
	令和5年7月6日	岐阜メモリアルセンター（岐阜市）	
	令和5年11月9日	岐阜メモリアルセンター（岐阜市）	
	令和6年2月21日	岐阜メモリアルセンター（岐阜市）	
県指導委員会	令和5年5月17日	岐阜メモリアルセンター（岐阜市）	
	令和5年10月中旬	かも～る（美濃加茂市文化会館）（美濃加茂市）	
	令和6年1月17日	岐阜メモリアルセンター（岐阜市）	
市町本部長会議	令和5年6月23日	調整中	
各都道府県事務担当者会議	令和5年4月28日	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE（東京都）	
地区・市町事務担当者会議	令和5年4月7日	岐阜メモリアルセンター（岐阜市）	

### (2) 地区及び市町村の組織の充実・強化

事業名	期日	会場	備考
地区組織強化事業	年間	各地区	市町村組織強化 地区スポーツ少年団研修会 スポーツ指導者資質向上研修会 地区大会 リーダー研修会

## 2. スポーツ活動の充実及び推進

### (1) 国際交流活動事業

事業名	期日	会場	備考
第50回日独スポーツ少年団同時交流事前研修会	5月20日～21日	オンライン開催	
第50回日独スポーツ少年団同時交流 東海ブロック事前研修会	6月17日～18日	スポーツガーデンMie Spo Inn	
第50回日独スポーツ少年団同時交流 結団式及び50周年記念式典	7月27日～7月28日	国立オリンピック記念 青少年センター	
第50回日独スポーツ少年団同時交流（派遣）	7月27日～8月14日	ヴュルテンベルク州（ドイツ）	団員1名参加
第50回日独スポーツ少年団同時交流（受入）	8月5日～8月9日	大垣市	指導者1名、団員7名（予定）
第51回日独スポーツ少年団同時交流派遣者選考会	令和6年2月10日	岐阜メモリアルセンター 長良川競技場	

(2) 全国事業

事業名		期日	会場	備考
第61回全国スポーツ少年大会 岐阜県事前研修会		未定	未定	指導者1名・団員3名
第61回全国スポーツ少年大会		令和5年8月4日～7日	国立淡路青少年交流の家（兵庫県）	指導者1名・団員3名 派遣
競技別 交流大会	第45回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会	令和5年8月3日～6日	大谷津運動公園野球場 他（千葉県）	東海ブロック代表2チーム派遣
	第46回全国スポーツ少年団剣道交流大会	令和6年3月29日～31日	ALSOKぐんま総合スポーツセンター（群馬県）	小学生団体1チーム 中学生個人（男女）各1名派遣
	第21回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会	令和6年3月28日～31日	セキスイハイムスーパーアリーナ 他（宮城県）	女子：1チーム 男子：東海大会 優勝チーム

(3) 東海ブロック事業

事業名		期日	会場	備考
第54回東海ブロックスポーツ少年大会		令和5年8月11日～13日	愛知県青年の家（愛知県）	参加枠等は未定
競技別 交流大会	第35回東海ブロックスポーツ少年団 競技別交流大会（軟式野球）	令和5年6月10日	磐田城山球場（静岡県）	全4チーム参加 （各県代表）
	第35回東海ブロックスポーツ少年団 競技別交流大会（ソフトボール）	令和5年11月19日	鈴鹿川河川緑地 ソフトボール場（三重県）	全4チーム参加 （各県女子代表）
	第35回東海ブロックスポーツ少年団 競技別交流大会（サッカー）	令和5年12月9日	サーラグリーンフィールド（静岡県）	全4チーム参加 （各県代表）
	第35回東海ブロックスポーツ少年団 競技別交流大会（バレーボール）	令和5年12月16日	岐阜メモリアルセンター（岐阜県）	全4チーム参加 （各県男子代表）

(4) 岐阜県事業

事業名		期日	会場	備考
第55回岐阜県スポーツ少年団大会		令和5年8月9日～11日	関市中池自然の家	ジュニア・リーダースクールと 兼ねて実施
競技別 交流大会	令和5年度岐阜県スポーツ少年団軟式野球交流大会 （兼 第45回全国交流大会県予選）	令和5年5月20日～21日	KYBスタジアム、南山公園野球場	全8チーム参加 （各地区代表）
	令和5年度岐阜県スポーツ少年団剣道交流大会 （兼 第46回全国交流大会県予選）	令和5年11月18日	山県市総合体育館	小学生団体 中学生個人（男女）参加
	令和5年度岐阜県スポーツ少年団バレーボール交流大会 （兼 第21回全国交流大会県予選）	令和5年11月3日～4日	岐阜メモリアルセンター	男女 各12チーム参加 （各地区代表）
地区大会（地区組織強化事業）		年間	各地区	

3. 単位スポーツ少年団及び指導者（役員・スタッフ含む）の顕彰

事業名	期日	会場	備考
日本スポーツ少年団顕彰伝達表彰式	令和5年11月25日	かも～る（美濃加茂市文化会館）（可茂地区）	市町村3団・登録者4名表彰
岐阜県スポーツ少年団顕彰表彰式	令和5年11月25日	かも～る（美濃加茂市文化会館）（可茂地区）	

#### 4. 指導者（役員・スタッフ含む）・リーダー・育成母集団の養成・育成

事業名	期日	会場	備考
全国指導者協議会	令和5年6月17日	未定（東京都）	指導委員長出席予定
第6回ジュニアスポーツフォーラム	令和5年6月18日	未定（東京都）	
全国リーダー連絡会	令和5年10月～11月	オンライン開催	
スタートコーチ（スポーツ少年団） インストラクター移行研修会	令和5年10月～11月	全国3会場	
スタートコーチ（スポーツ少年団） インストラクター養成講習会	令和5年10月～11月	未定（東京都）	
スタートコーチ（スポーツ少年団） 養成講習会	令和5年10月28日	長良川スポーツプラザ（岐阜市）	県開催コース
	年間	県内各地	市町開催コース （10コース実施予定）
東海ブロック指導者研究協議会	令和5年11月11日～12日	アイリス愛知（愛知県）	各県指導者・リーダー10名参加
第28回東海ブロックリーダー研究大会	令和6年3月2日～3日	岐阜市少年自然の家（岐阜県）	指導者2名・リーダー15名参加
県スポーツ少年団研修会	令和5年11月25日	かも～る（美濃加茂市文化会館）（可茂地区）	関係者300名参加
地区スポーツ少年団研修会（地区組織強化事業）	年間	各地区	
スポーツ指導者資質向上研修会 （地区組織強化事業）	年間	各地区	
リーダー研修会（地区組織強化事業）	年間	各地区	
ジュニア・リーダースクール	※第55回岐阜県スポーツ少年団大会と兼ねて実施		
シニア・リーダースクール 事前研修会	令和5年7月上旬	オンライン開催	
シニア・リーダースクール	令和5年8月9日～12日	国立中央青少年交流の家（静岡県）	

#### 5. 広報活動の充実

事業名	期日	備考
広報活動	年間	各新聞社への事業開催案内等
ガイドブック等の活用	年間	日本スポーツ少年団発行広報物の配布
ホームページの活用	年間	情報提供

#### 6. 他団体との連携・協働

事業名	期日	具体的な内容
総合型クラブとの連携事業の推進	年間	クラブ会議や研修会への参加、アシマネ養成講習会の受講など
学校部活動と総合型クラブとの連携事例の収集・提供	年間	クラブ訪問、日本スポーツ協会からの情報提供など

#### 7. その他（関連事業）

事業名	期日	会場	備考
第51回姉妹県青少年ふれあい事業	7月下旬	鹿児島県	
幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム普及促進研修会	①令和5年10月14日	飛騨高山ビッグアリーナ（高山市）	各50名参加
	②令和6年2月23日	岐阜メモリアルセンター（岐阜市）	
幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム講師講習会	①令和5年6月24日～25日	羽衣国際大学（大阪府）	各40名参加
	②令和5年9月2日～3日	東洋学園大学（東京都）	
	③令和5年11月4日～5日	久留米大学 御井キャンパス（福岡県）	
運動適性テストの実施	年間	各市町	

# 令和5年度岐阜県スポーツ少年団 各種事業参加配分一覧表

※( )内の数字は希望調査人数(男・女)

事業名	参加募集人数	参加配分					備考	
		岐阜	西濃	中濃	可茂	東濃		飛騨
全国事業	指導者1名	※調整中						
	全国スポーツ少年大会	0 (1・1)	1 (0・1)	1 (2・0)			1 (1・0)	【過去4年間の参加人数】 H29: 岐阜3名、西濃3名、飛騨1名 H30: 岐阜3名、西濃3名 H31: 岐阜3名、西濃1、中濃2名 R4: 岐阜1名、飛騨1名 ※参加申込人数が募集人数に満たない場合は、岐阜地区の参加者を推薦する。
	シニア・リリーダールスクール	1 (1・1)	1 (0・2)				岐阜県枠は2名であるが、例年追加募集があるため、推薦順位を付けて、左記人数で推薦する。	
	ジュニアスポーツフォーラム							
	次年度日独スポーツ少年団同時交流(派遣)						面接により決定	
東海ブロック事業	指導者2名	1			1			
	リリーダール2名						2	
	団員10名(男・女)	3 (2・2)	2 (1・3)	1 (2・0)	4 (2・4)			※参加枠は現在検討中
	1団							1単位団を推薦(事務局において選考する)
	1団							1単位団を推薦(事務局において選考する)
岐阜県事業	指導者・役員・スタッフ・リリーダール合わせて20名	5(2)	3(1)	2	4(2)	2	2	
	指導者2名						2	
	リリーダール20名						20	
	指導者6名	1	1(1)	1	1	1	1	
	リリーダール10名						10	
	団員50名(男・女)	14 (8・4)	10 (4・4)	5 (2・2)	11 (5・4)	3 (1・1)	7 (3・3)	希望調査人数に合わせて参加配分を決定
	8チーム	1	2	1	2	1	1	開催地区及び西濃地区が2枠(岐阜・西濃は隔年で1枠与える)優勝したチームは東海大会へ出場する。
	団員(男子)12チーム	4(7)	3(4)	1(3)	3(4)	0(0)	1(1)	優勝したチームは東海大会へ出場する。
	団員(女子)12チーム	3	2	2	2	1	2	優勝したチームは全国大会へ出場する。
	指導者、役員・スタッフ、育成母集団300名	87 (72)	64 (49)	11 (3)	107 (100)	14 (4)	17 (5)	

## 運動適性テストⅡについて

日本スポーツ少年団では、「一生涯にわたってスポーツや運動を楽しむという観点から、特に発育・発達期の子どもの身体の動きやスポーツや運動の適性を評価すること」をコンセプトとして掲げ、スポーツ少年団運動適性テストを改定し、令和2（2020年）年度に新たに「運動適性テストⅡ（ツー）」を策定しました。

### 1 目的

- 単位団全体と団員一人ひとりの体力や運動能力の特性を知る
- 定期的にテストを行うことによって体力の変化を知る
- テストの結果をもとに、これまでのスポーツ少年団活動を評価し、単位団および団員個人に適した今後の活動プログラムを作成する（※春・秋の年2回実施を推奨）

### 2 実施について

- ・案内は日本スポーツ協会より、各単位団へ直接連絡されます。
- ・実施に伴う必要データ（集計プログラム等）については、日本スポーツ少年団ホームページよりダウンロードできます。実施の際は、ご活用ください。
- ・各単位スポーツ少年団がテストを実施した際には、測定結果を日本スポーツ協会と岐阜県スポーツ少年団までご連絡ください。また、送付の際は、件名を「運動適性テストⅡ結果\_〇〇スポーツ少年団」としてください。

#### 【送付先】

- (1) 日本スポーツ協会：[fitnesstest-renewal@japan-sports.or.jp](mailto:fitnesstest-renewal@japan-sports.or.jp)
- (2) 岐阜県スポーツ少年団：[suposyo@gifu-sports.org](mailto:suposyo@gifu-sports.org)

- ・具体的な実施方法等は、日本スポーツ少年団ホームページ内「体力測定（運動適正テスト）」からご確認ください。

#### 【URL】 <https://www.japan-sports.or.jp/club/test/tabid623.html>

※改定に関する資料、測定に関するマニュアルや解説動画などがご覧いただけます。

### 3 事業普及に向けたお願いについて

運動適性テストⅡについて、会議等での照会や実施の促進等、普及に向けてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 4 各種グッズについて

現在、日本スポーツ少年団にて作成業者等の協議しておりますので、決定次第、お知らせいたします。



## 令和5年度スタートコートコートチ(スポーツ少年団)養成講習会 実施予定コース一覧表

令和5年4月7日現在

No.	コース名	期 日	会 場	問合せ先
1	岐阜県本部コース	令和5年10月28日	長良川スポーツプラザ	岐阜県スポーツ少年団事務局 058-297-2567
2	瑞穂・本巣・北方コース	令和5年9月23日	本巣市糸貫ぬくもりの里	本巣市スポーツ少年団事務局 058-323-7764
3	中津川市コース	令和5年11月11日	未定	中津川市スポーツ少年団事務局 0573-66-1111
4	岐阜市コース	令和5年11月26日	岐阜市役所 大会議室	岐阜市スポーツ少年団事務局 058-214-2370
5	飛騨地区コース	令和6年1月14日	飛騨高山ビッグアリーナ	高山市スポーツ少年団事務局 0577-34-3333
6	可児市コース	令和6年1月20日	可児市福祉センター(グループワーク)	可児市スポーツ少年団事務局 0574-62-8600
7	大垣市コース	令和6年1月28日	大垣市情報工房	大垣市スポーツ少年団事務局 0584-78-1122
8	関市コース	令和6年2月3日	関市アテナ工業アリーナ	関市スポーツ少年団事務局 0575-23-7766
9	各務原市コース	令和6年2月11日	稲羽コミュニケーションセンター	各務原市スポーツ少年団事務局 058-383-1231
10	山県市コース	令和6年2月	山県市教育センター	山県市スポーツ少年団事務局 0581-52-1007
11	美濃市コース	未定	未定	美濃市スポーツ少年団事務局 0575-35-2711

# 令和5年度スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会 運営マニュアル（岐阜県）

## 1. 養成講習会の開催の準備

### (1) 開催要項

別紙「公認スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会開催要項（様式）」をご参照のうえ、各市町で作成ください。

※令和5年度に限り、オンライン形式での実施も可能とするため、オンライン形式で実施する場合の様式もご用意しています。

### (2) 開催時期

- ・令和5年8月～令和5年2月18日（日）までに開催してください。
- ・オンライン形式で実施する場合は、日本スポーツ協会（JSPO）が提供するeラーニングシステム「スマートスタディ」を用いることとなります。eラーニングシステム利用に伴う開催時期の詳細は、別紙「令和5年度公認スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会オンライン形式での実施について」をご参照ください。

### (3) プログラム・日程

- ・学習時間 19時間以上（集合学習：7.5時間以上、自宅講習：11.5時間以上）を満たすよう、別紙「スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会日程表（Excel様式）」をご参照に、各講義の定められた時間に従って行ってください（定められた時間を超えることは問題ありません）。
- ・オンライン形式で実施する場合、講義および検定試験は「スマートスタディ」を用いて実施します。詳細は「令和5年度公認スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会オンライン形式での実施について」をご参照ください。

#### <集合講習（7.5時間以上）>

##### ➤ 講義

- ・講義用のスライドは、JSPOが作成します。
- ・講義は、講師用教材にもとづき行ってください。
- ・オンライン形式で開催する場合は「スマートスタディ」での動画視聴となります。

##### ➤ グループワーク

- ・ディスカッションテーマは、JSPOが策定します。
- ・ファシリテーターの配置は義務付けしません。

##### ➤ 振り返り（検定試験）

- ・時 間：30分

※集合形式で開催する場合は講習会の最後に実施してください。

※オンライン形式で開催する場合は「スマートスタディ」での受験となります。

- ・試験問題：20問（JSPOが問題用紙を作成します）
- ・採点及び評価：各実施団体で採点し、可否を判定してください（合格基準は6割以上の正答）
- ・再試験：JSPOとしての再試験のルールは設けません。
- ・テキストの持込：持込は可とします。
- ・途中退室：試験解答終了者の途中退室は可とします。  
※再試験、テキストの持込、途中退室については実施団体において調整の上ご対応ください。



- ・ オンライン形式で実施する場合、講義は「スマートスタディ」を用いて日本スポーツ協会が作成した動画を視聴し、検定試験も「スマートスタディ」内で実施します。詳細については、「令和5年度公認スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会オンライン形式での実施について」をご参照ください。

#### < 自宅学習（11.5時間以上） >

- ・ テキスト（共通科目 [ReferenceBook]・専門科目）を各自で読み込み、学習するように指導してください。
- ・ 自宅学習の成果物等の提出や試験による評価の義務付けはしません。

《他の JSPO 公認スポーツ指導者資格保有者の講習会受講一部免除》

他の JSPO 公認スポーツ指導者資格\*1 保有者がスタートコーチ（スポーツ少年団）資格を取得する場合、スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を一部（講義：「指導者の責任と役割」と「グループワーク」）\*2 免除することが可能\*3です。なお、受講の一部免除の実施有無は、実施団体にてご判断ください。

※1 「スポーツリーダー」、「公益財団法人日本サッカー協会および公益財団法人日本バスケットボール協会の C 級コーチライセンス以上」の資格を含みます。

※2 「スマートスタディ」を用いる場合は講義：「指導者の責任と役割」を免除することはできません。

#### (4) 講師

以下の基準に基づき講師を選定してください。講師への謝金等は実施団体が定める基準等に基づいてご検討ください。

##### 【スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会講師基準】

- ① 日本スポーツ少年団が「スタートコーチ（スポーツ少年団）インストラクター」として委嘱した者
- ② 以下の教育実績を持つ者
  - ✓ 国・公・私立の大学、短期大学における教育実績
  - ✓ 社会体育系専門学校等における教育実績
  - ✓ 中・高等学校における体育教員としての教育実績

##### ③ JSPO が認めた「コーチデベロッパー（コーチ育成者）」

《2023 年度までの移行措置（講師）》

2019 年度に日本スポーツ少年団認定育成員としてスポーツ少年団登録している方は、インストラクター移行研修会を未受講でも、継続してスポーツ少年団に登録していれば、2023 年度までスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会の講師を担うことができます。

#### (5) テキスト

「スタートコーチ共通科目テキスト（Reference Book）」「スタートコーチ（スポーツ少年団）専門科目テキスト」を使用します。下記のとおり購入のお申込みをお願いいたします。なお、テキストの返品は受付いたしませんのでご了承ください。

- ・ 価格：[受講者用] 2,200 円（税込） / [講師用] 無料
- ・ 配布方法：本団に申込み後、JSPO 指定の発送業者より送付します

※発送の際に、スポーツ指導に関するリーフレットが同封されますので、参考資料としてテキストと併せて受講者に配布してください。

#### 《テキスト申込み方法》

- ・ 申込方法：市町スポーツ少年団は受講希望者の取りまとめが完了次第、所定の申込書を作成し、E-mailにて岐阜県スポーツ少年団までお申し込みください。  
(申込先：suposyo@gifu-sports.org)
- ・ 配布先：市町スポーツ少年団事務局または実施会場
- ・ 申込期間：随時  
※発注から到着まで1週間程度お時間をいただきます。自宅学習の時間を考慮して**配布希望日の20日前までに**お申込ください
- ・ 代金支払：部数×価格の合計額を申込みと同時に下記口座へ振り込んでください。

十六銀行 長良支店 普通預金 No.1308739
岐阜県スポーツ少年団 本部長 安田 和夫

  
※お振込みの際は、必ず振込通知を送付してください
- ・ その他：令和4年度本講習会受講予定であった方で、購入済みの受講者の再購入は必須ではありません。  
※令和5年度版は、令和4年度版から一部改訂がございますことを予めご了承ください。なお、改訂箇所については別途お知らせいたします。  
**※テキスト所持の有無については、各市町にて事前にご確認くださいませうようお願いいたします。**

#### (6) 講師向けの教材

JSPOが以下の3種を作成し、本団を通じて、実施団体に配布します。

- ・ 講義用スライド (Microsoft PowerPoint)
- ・ 講師用教材 (各スライドの講義のポイントを解説した資料)
- ・ グループワークの進め方

#### (7) 受講料

岐阜県スポーツ少年団としては設定しません。受講料収入で養成講習会を運営できるよう、実施団体に設定してください。また、受講料の集金方法も実施団体に設定してください。

#### ＜オンライン開催に伴うeラーニングシステム「スマートスタディ」の利用料について＞

「講義」「検定試験」のオンライン形式での実施継続にあたり、令和4年度はeラーニングシステム「スマートスタディ」のシステム利用料として、オンライン利用コースの受講者1名当たり550円(税込)を新たにご負担いただきます(令和3年度はJSPOが負担)。利用料は、受講者数確定後に利用実績数に基づいて実施団体へ請求いたしますので、納入いただきますようお願いいたします(オンライン開催の場合は、システム手数料1人あたり550円を考慮し、受講料を設定いただきますようお願いいたします)

#### (8) 受講希望者の申込方法について

- ・ 受講希望者本人が、日本スポーツ協会「指導者マイページ」をご登録いただき、希望する講習会を検索のうえお申込みいただけます。※紙ベースでの申込みは受け付けません。
- ・ 各コースの申込状況は本団のみ確認できますので、各コース申込締切後、本団より参加申込者の一覧表を送付いたします。なお、申込受付期間内であっても申込状況が知りたい場合は、本団までご連絡ください。

※指導者マイページ URL (<https://my.japan-sports.or.jp/login>)

## (9) 受講申込用紙（任意）

- ・必要に応じて開催団体にて作成をお願いいたします。なお、作成する場合、申込用紙に以下の文言を必ず記載してください。

### 《個人情報取扱いについて》

- (1) 本講習会実施に際し取得した個人情報は、主催者及び主管団体が本講習会の案内、資料の送付、受講者名簿の作成、指導者管理システムでの管理を目的に使用し、法令等により開示を求められた場合を除き、受講者の同意なしに第三者に開示・提供しない。
- (2) 活動の様子は、主催者及び主管団体を通じた公開、関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページや SNS 等への掲載、次回事業実施の案内への掲載等で公表することがある。
- (3) 関係機関・団体またはこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真、映像が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページや SNS に掲載されることがある。

## (9) 参加人数について

会場の規模を考慮し、参加人数の設定を行ってください。また、講習会の運営にあたっては、受講者の受講料が収入源となりますので、何人以上の受講料で開催できるのか、開催最少人数を設定してください。

## (10) 受講期間

スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講期間は 1年間です。当該年度に一部カリキュラムの受講を完了されている場合でも、翌年度以降にその受講実績を持ち越すことはできません。

### 【一部カリキュラムが未受講の例】

例1) 「スマートスタディ」にて講義と検定試験を受講完了し、グループワークのみ未受講  
⇒ 受講完了した講義と検定試験の実績は、翌年度以降に持ち越すことができない。

例2) 対面形式の養成講習会にて、講義のみ受講し、グループワークと検定試験を欠席  
⇒ 受講完了した講義の実績は、翌年度以降に持ち越すことができない。

## (11) 安全対策

養成講習会で利用する施設の AED（自動体外式除細動器）設置場所、使用方法を必ず確認してください。利用施設に AED が設置されていない場合は、携帯用の AED を準備するなど、可能な限り不測の事態が生じた際に速やかに AED を使用できるようにしてください。

## 2. 養成講習会に係る事務手続きについて

### (1) 開催承認申請書の提出

- ・別紙様式に従い作成し、必要書類を揃えて養成講習会開催の2か月前までに本団事務局へご提出ください。

※提出が遅れると、申込受付期間が短くなりますので、ご注意ください。

- ・ご提出をいただいた後、本団から日本スポーツ少年団にシステムで申請を行い、JSPOの最終承認をもって受講者の募集が開始となります。なお、最終承認は本団から申請を行ってから 1～2 週間程度お時間をいただきます。

### (2) 事業実施報告書の提出

養成講習会終了後2週間以内に、必要書類を揃えて本団までご提出ください。

※ご提出いただく受講者名簿をもとに、本団にて該当者の受講・修了手続きを行います。

### (3) テキストの申込み及び代金の支払い

各市町で設定した申込期限の終了後、本団から該当市町に参加申込者の一覧表を送付しますので、参加人数の確認後、**配布希望日の 20 日前までに**指定様式にて本団までお申し込みください。なお、テキスト代は申込みと同時に支払ってください。

#### 《対面形式からオンライン形式に変更を希望する場合》

◎オンライン形式では、受講者に向けた講習内容の均一化を図ることができ、受講者の移動に伴う負担軽減といったメリットがあります。

その一方、「講義」に関する質疑応答等の対応ができないこと、「グループワーク」においては、講師の配置人数により講師の目が行き届きにくいこと等が懸念されます。

◎上記の懸念事項をご理解いただき、「一部オンライン」または「完全オンライン」での実施を希望する場合は、変更届を申込開始日の 2 週間前までに本団事務局までご提出ください。

なお、提出の際はグループワークの実施方法等の詳細を明記いただきますよう、お願いいたします。

#### 【完全オンライン形式におけるグループワークの実施例】

例 1) 各グループに講師やインストラクター等を 1 名以上設置し、グループワークの進行を行う。

例 2) グループごとに開始時間を 2 時間おきに設定し、1 名の講師で対応する。

### 3. スタートコーチ（スポーツ少年団）の資格登録

スタートコーチ（スポーツ少年団）の資格登録 は、日本スポーツ少年団が行います。

資格登録までの流れは以下のとおりです。

翌年度 7 月下旬： 日本スポーツ協会から登録対象者（養成講習会受講・修了者）に対し、登録案内を郵送

7 月下旬以降： 登録対象者（養成講習会受講・修了者）が、自身で登録手続きを行う

10 月 1 日： スタートコーチ（スポーツ少年団）の資格登録

### 4. その他

#### (1) 事業開催中止連絡について

参加者が開催最少人数に満たなかった等、やむを得ない理由で事業を中止する場合は、決定した時点で、速やかに本団までご連絡ください。

#### (2) 受講者の本人確認

**近年、JSPO の講習会事業において、他の方に成り代わって講習会を受講する行為が見受けられますので、講習会受付時等に本人確認を行っていただきますようお願いいたします。**

(写)

令和5年3月31日  
公益財団法人日本スポーツ協会  
地域スポーツ推進部 少年団課

## 令和5年度公認スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会のオンライン形式での実施について

### 1. オンライン形式での実施について

公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）公認スポーツ指導者資格の養成は、グループワーク等を取り入れたアクティブ・ラーニングを中心とした講習形態を基本としているため、より講習効果が期待できる対面形式を通常の実施形式としています。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等に鑑み、令和5年度も、令和3・4年度に引き続き下表の通り、対面形式に加えオンライン形式での実施を可能とします。

【実施形式のパターン】

	「講義」・「検定試験」	「グループワーク」
①対面（通常）	対面	対面
②一部オンライン	eラーニングシステム「スマートスタディ」 (要利用料)	対面
③完全オンライン	eラーニングシステム「スマートスタディ」 (要利用料)	オンライン（Zoom等）

オンライン形式は、コースが異なる受講者でも同じ講義動画を受講することが可能となり、講習内容の均一化が図れることや、受講者の移動に伴う負担軽減といった面でメリットがある一方で、「講義」においては、講義内容に加えて情報提供やその場での質疑応答ができないことや、講師（インストラクター）の経験の機会が減少（※）すること、「グループワーク」においては、配置する講師の人数によっては対面形式に比べて講師の目が行き届きにくいこと等が懸念されます。

これら懸念事項への対応について、上記実施形式③を採用し実施するコースがある場合は、同一年度内に①または②を採用し実施するコースも設けるなど、各都道府県スポーツ少年団にて実施形式についてご判断いただきますようお願いいたします。

※ インストラクターの任期（4年）満了後の再委嘱にあたっては、委嘱期間内にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の講師を務めた経験があることが条件となります。

### 2. eラーニングシステム「スマートスタディ」の利用料について

上記実施形式②および③では、受講者1名当たり550円（税込）をご負担いただきます。利用料は、受講者数確定後（令和6年3月中旬を目途）に利用実績数に基づいて、JSPOから都道府県スポーツ少年団へ請求いたしますので、納入いただきますようお願いいたします。

※ スマートスタディ利用料の請求対象は、指導者管理システム上でスマートスタディと連携をしているコースに受講申し込みをしており、指導者管理システム上で当該コースの申込状況が、3月初旬に「承認済」または「支払済」となっている者が含まれます。

### 3. 「スマートスタディ」（「講義」・「検定試験」）の受講期間について

各コースにおける「スマートスタディ」（「講義」・「検定試験」）の受講期間（最長2カ月とする）は、令和5年4月14日（予定）～令和6年1月31日の中で、都道府県スポーツ少年団にて決定してください。

※ 受講者が「スマートスタディ」の受講を開始できるのはJSPOが指導者管理システムから最終承認を行った日からとなります。

※ なお、「グループワーク」は、「スマートスタディ」の受講期限から2か月以内に実施するようにしてください。

発 番 号  
年 月 日

公益財団法人岐阜県スポーツ協会  
岐阜県スポーツ少年団  
本部長 安田 和夫 様

\_\_\_\_\_  
スポーツ少年団

\_\_\_\_\_  
本部長

令和5年度スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会  
（中止または実施規模等の変更）について

標記講習会につきましては、下記の理由により事業を（中止または変更）  
したく、ご承認いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 中止（または変更）理由

#### 2. 添付資料（変更の場合のみ）

- ①事業計画書 …………… 別添
- ②事業実施（開催）要項 …………… 別添
- ③日程表 …………… 別添
- ④講師名簿 …………… 別添

※「対面形式」から「一部オンライン」または「完全オンライン」への変更  
を希望する場合は、実施形式とグループワークの実施方法が分かる資料を  
ご提出ください。

# 令和5年度岐阜県スポーツ少年団地区組織強化事業 実施要項

## 1 主 旨

地区スポーツ少年団の指導体制の強化と組織の資質向上をめざし、その機能を充実させることを目的に、下記に基づき助成する。

## 2 事業名

岐阜県スポーツ少年団地区組織強化事業

5月26日(金)までに助成金交付申請書を作成し、本団へ提出してください。

## 3 助成期間

令和5年4月1日～令和6年3月15日

## 4 助成対象事業

- (1) 地区スポーツ少年団強化育成及び管理費
  - ・指導者組織の育成援助
  - ・リーダー組織の育成援助
  - ・地区内組織の強化に関する運営管理
- (2) 地区スポーツ少年団研修会
- (3) スポーツ指導者資質向上研修会
- (4) リーダー研修会
- (5) 地区大会
- (6) 市町村組織強化

## 5 各事業要項

助成対象事業 (1)・(5)については、開催地区スポーツ少年団連絡協議会において要項を作成し、(2)～(4)・(6)については、別紙開催要項とする。

## 6 助成金対象経費

助成対象科目は、以下のとおりとし、その内容は単価基準表に示すとおりとする。

「会議費」、「交通費」、「宿泊費」、「通信運搬費」、「消耗品費」、「印刷製本費」、「賃借料」、「保険料」、「諸謝金」、「助成金支出」、「支払手数料」とする。

※やむを得ず、開催延期または中止を決定した場合、その準備に係る経費は、対象経費とする。

## 7 助成金額

別紙「令和5年度岐阜県スポーツ少年団地区組織強化事業助成金内示額一覧表」の額とする。

## 8 助成金の交付

助成金交付申請書の提出により助成金を交付する。7月下旬に前期分として助成金額の50%を交付、12月下旬に後期分として助成金額の50%を交付する。

## 9 助成金の経理処理

本事業執行に伴う各経費の証拠書類は、事業・支出ごとに完備し、会計検査の際に本団に提示する。

## 10 事業実施報告提出期限

令和6年3月22日までに、本事業に関する事業実施報告書1部を作成し、本団に提出する。

## 11 その他

実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなど、感染症の拡大防止策を講じたうえで実施すること。

# 令和5年度岐阜県スポーツ少年団地区組織強化事業

## 地区スポーツ少年団研修会 開催要項

### 1 主 旨

スポーツ指導者自身の経験と勘に頼った指導に限らず、広い視野と科学的根拠を持った指導方法について学ぶことにより、岐阜県内のスポーツ少年団に携わる指導者・スタッフ・役員の資質並びに指導力の向上と、相互の連携を深めることを目指す。

### 2 主 催

公益財団法人岐阜県スポーツ協会 岐阜県スポーツ少年団  
開催地区スポーツ少年団連絡協議会

### 3 期 間

令和5年4月1日～令和6年3月15日

### 4 実施内容

開催地区スポーツ少年団連絡協議会において計画・実施する。

「役員」「スタッフ」の方にも参加しやすい内容にすること。

ただし、「体罰・暴力の根絶について」の内容を必ず取り入れること。なお、内容は地区に委ねる。

### 5 経 費

助成金及び負担金をもって実施経費とする。

### 6 その他

実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなど、感染症の拡大防止策を講じたうえで実施すること。



## 令和5年度岐阜県スポーツ少年団地区組織強化事業

### スポーツ指導者資質向上研修会 開催要項

#### 1 主 旨

スポーツ少年団活動において、指導に携わる者の資質向上を図るための研修会とする。

#### 2 主 催

公益財団法人岐阜県スポーツ協会 岐阜県スポーツ少年団  
開催地区スポーツ少年団連絡協議会

#### 3 期 間

令和5年4月1日～令和6年3月15日

#### 4 実施内容

スポーツ少年団の現状と課題に合わせ、開催地区スポーツ少年団連絡協議会において計画・実施する。

ただし、本研修会は JSPO 公認スポーツ指導者資格の更新研修とするため、スポーツ指導に関わる内容を3時間以上実施すること。なお、2日に分けて実施してもよい。

#### 5 経 費

助成金及び負担金をもって実施経費とする。

#### 6 その他

事業実施1か月前までに、開催地区スポーツ少年団連絡協議会事務局が、岐阜県スポーツ少年団へJSPO公認スポーツ指導者資格更新研修の申請をすること。

実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなど、感染症の拡大防止策を講じたうえで実施すること。

令和5年度 スポーツ指導者資質向上研修会 参加者名簿（市）

No.	氏名	フリガナ	単位団名	役割	認定員番号 ※保有者のみ	日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格	
						資格名	資格登録番号(7桁)
例	岐阜 太郎	ギフ タロウ	〇〇クラブ	指導者	24k00001	バレーボールコーチ1	〇〇〇〇〇〇〇
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

# 令和5年度岐阜県スポーツ少年団地区組織強化事業

## リーダー研修会 開催要項

### 1 主 旨

地区内のスポーツ少年団を対象に、団の中心となるリーダーの養成と資質及び技能の向上を図るため、下記に基づき実施する。

### 2 主 催

公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団  
公益財団法人岐阜県スポーツ協会 岐阜県スポーツ少年団  
開催地区スポーツ少年団連絡協議会

### 3 期 間

令和5年4月1日～令和6年3月15日

### 4 会 場

開催地区スポーツ少年団連絡協議会において計画・実施する。

### 5 実施内容

次の内容等を含めプログラムを設定する。

- ①スポーツ少年団とは
- ②スポーツ少年団のリーダーとは
- ③活動プログラムの実践（スポーツ活動、交歓交流活動、集団生活、集団行動等）
- ④話し合い

### 6 経 費

助成金及び負担金をもって実施経費とする。

### 7 その他

日本スポーツ少年団リーダー制度に基づき実施する場合は、参加者を「ジュニア・リーダー」として認定する。

実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなど、感染症の拡大防止策を講じたうえで実施すること。

# 令和5年度岐阜県スポーツ少年団地区組織強化事業

## 市町村組織強化事業 開催要項

### 1 主 旨

各地域のスポーツ少年団に対する理解を深めつつ、各地区および各市町の特性を生かしたスポーツ少年団事業を通じて、団体相互の交流と新たな団員の加入促進を目指すことで、スポーツ少年団の基盤強化と活動の活性化を図る。

### 2 主 催

公益財団法人岐阜県スポーツ協会 岐阜県スポーツ少年団  
開催地区スポーツ少年団連絡協議会

### 3 期 間

令和5年4月1日～令和6年3月15日

### 4 実施内容

各地区及び各市町スポーツ少年団の現状と課題に合わせ、必要に応じた事業を開催地区スポーツ少年団連絡協議会において計画・実施する。スポーツ少年団活動を更に周知するとともに、団員加入の促進を図る。

なお、主な事業内容は以下のとおりであるが、各地区の活動状況を踏まえ計画・実施するものとする。

- (1) スポーツ少年団活動のチラシやPR動画等の作成【団活動の普及啓発】
- (2) 未加入者向けの体験教室の開催【団員数の増加】
- (3) 地域及び他団体との交流イベント等の実施【活動の活性化】
- (4) その他

### 5 経 費

助成金及び負担金をもって実費経費とする。

また、助成金を各市町に配分する場合、配分額は地区に委ねる。

### 6 その他

イベント等の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなど、感染症の拡大防止策を講じたうえで実施すること。

## 岐阜県スポーツ少年団地区組織強化事業 単価基準表

科目		単価基準	証憑書類	備考
対象経費	1 会議費	実費	業者等が発行する領収書とする。また、内訳を明記したものを添付する。	日帰りのリーダー研修会にかかる昼食代や、会議で必要なお茶・お弁当に限る。
	2 旅費交通費	1 交通費 実費 ※ただし、岐阜県の旅費規程を上回らない額とする	個人領収書とし、教科名・講義期日・時間等を明記すること。なお、住所、氏名は自筆とし、捺印すること。	
		2 宿泊費 実費	利用宿泊施設等が発行する領収書とする。また、内訳を明記したものを添付する。	宿泊のリーダー研修会にかかる食費（1泊3食）も含み、プログラム上やむを得ない場合のみ前泊、後泊も認める。 ＜宿泊目安＞ 自宅最寄駅出発時刻：7時以前 自宅最寄駅到着時刻：23時以降
	3 通信運搬費	実費	業者等が発行する領収書とする。また、単価数量など内訳を明記したものを添付する。	
	4 消耗品費	実費	業者等が発行する領収書とする。また、請求書等、明細書を添付すること。	熱中症対策用飲食物は消耗品費に計上できる。
	5 印刷製本費	実費	業者等が発行する領収書とする。また、請求書等、明細書を添付すること。	
	6 賃借料	実費	利用施設管理者・所有者・業者等の発行する領収書とする。また、利用日時等明記の請求書、または、使用許可書を添付すること。	
	7 保険料	実費	業者等が発行する領収書とする。また、請求書等、明細書を添付すること。	
	8 諸謝金	別表2 参照	個人領収書とし、教科名・講義期日・時間等を明記すること。なお、住所、氏名は自筆とし、捺印すること。	
	9 助成金支出	実費	交付申請、交付決定、請求、交付までの流れを全て書類で行うこと。	全ての事業に対し、管轄する市町スポーツ少年団に支出することができる。
10 支払手数料	実費	金融機関振込伝票もしくは、領収書を添付すること。	対象経費の支払いに係る振込手数料	
対象外経費	11 雑費	上記に属さない経費、または、各経費のうち単価基準を上回った金額		

※領収書の宛名は「（実施市町）スポーツ少年団」もしくは「（実施地区）スポーツ少年団連絡協議会」とすること。

## 別表2 地区組織強化事業 諸謝金単価基準表

### 【執行基準】

- (1) 職務専念義務の免除を受けている国及び自治体職員にも支給する。
- (2) 交通費を考慮する必要がある場合は、県職員旅費に準じた計算方法で算出される額を加算することができる。

### 1 研修会・実技指導の講師の場合

講師の種類別	基準単価	備考
大学等の研究者及びその分野において専門知識を持つ者	教授級	13,000円/1時間上限
	准教授級	8,000円/1時間上限
	講師・助教・助手級	6,000円/1時間上限
	医師、弁護士	13,000円/1時間上限
専門家	その他	免許保有者に限る。
		有資格者に限る。
企業	8,000円/1時間上限	
実技指導者	5,000円/1日上限	スポーツ大会、リーダー研修会などの実技指導

・上記の基準単価により難しい場合は、岐阜県スポーツ少年団事務局にご相談ください。

・謝金の支払いについては、地区及び実施市町村において、所得税10.21%の源泉徴収後の額を対象者に支払い、所管の税務署に徴収額を納付する。  
なお、手続き等については、所管の税務署の指示に従って行うこと。

### 2 各種大会役員・スタッフの場合

役員・スタッフの種類別	基準単価	備考
医師	19,000円/1日上限	スポーツ大会、リーダー研修会などの応急治療業務
看護師	12,000円/1日上限	スポーツ大会、リーダー研修会などの看護業務
審判員	3,000円/1日上限	スポーツ大会の審判業務
競技役員・運営スタッフ	2,000円/1日上限	スポーツ大会、リーダー研修会などの役員、スタッフ

・上記の基準単価により難しい場合は、岐阜県スポーツ少年団事務局にご相談ください。

・上記の場合は、源泉徴収義務を負わない。

### 2 宿泊費

区分	宿泊費(1泊につき)
金額	9,800円

# 令和4年度岐阜県スポーツ少年団 登録集計

令和4年10月1日 現在

(単位:名)

地区名	番号	市町村名	単位団数(単位:団)		指導者数			役員数			スタッフ数			指・役・ス 合計	団員数		
					男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計		男	女	合計
岐阜地区	201	岐阜市	44		552	66	618	20	3	23	324	42	366	1,007	2,077	738	2,815
	209	羽島市	10		39	9	48	11	3	14	16	0	16	78	179	53	232
	213	各務原市	40		231	14	245	50	21	71	60	19	79	395	760	185	945
	215	山県市	12		40	13	53	11	3	14	10	12	22	89	167	71	238
	216	瑞穂市	19		96	4	100	4	1	5	49	11	60	165	436	144	580
	218	本巣市	17		41	7	48	7	3	10	28	2	30	88	187	113	300
	302	岐南町	7		18	4	22	1	0	1	7	8	15	38	112	54	166
	303	笠松町	8		16	4	20	2	1	3	19	2	21	44	148	53	201
	421	北方町	6		30	3	33	0	0	0	4	2	6	39	108	46	154
	小計			163	1,063	124	1,187	106	35	141	517	98	615	1,943	4,174	1,457	5,631
西濃地区	202	大垣市	75		316	54	370	9	0	9	164	19	183	562	1,093	624	1,717
	221	海津市	20		93	11	104	15	6	21	35	9	44	169	269	118	387
	361	垂井町	17		87	8	95	6	0	6	10	6	16	117	193	103	296
	362	関ヶ原町	6		33	3	36	3	1	4	11	2	13	53	54	47	101
	381	神戸町	12		64	8	72	6	1	7	49	5	54	133	179	160	339
	382	輪之内町	5		17	0	17	2	0	2	1	0	1	20	107	59	166
	383	安八町	9		49	11	60	2	0	2	42	3	45	107	134	59	193
	341	養老町	17		80	22	102	11	0	11	27	7	34	147	221	93	314
	401	揖斐川町	9		39	2	41	1	0	1	15	6	21	63	128	68	196
	403	大野町	10		49	0	49	5	0	5	21	2	23	77	175	42	217
	404	池田町	12		74	3	77	1	2	3	19	0	19	99	176	69	245
	小計			192	901	122	1,023	61	10	71	394	59	453	1,547	2,729	1,442	4,171
中濃地区	205	関市	44		216	20	236	25	5	30	98	12	110	376	772	264	1,036
	207	美濃市	13		75	3	78	3	1	4	37	5	42	124	222	82	304
	219	郡上市	11		23	3	26	8	0	8	10	4	14	48	138	64	202
	小計			68	314	26	340	36	6	42	145	21	166	548	1,132	410	1,542
可茂地区	211	美濃加茂市	19		93	11	104	5	1	6	22	0	22	132	413	137	550
	214	可児市	32		111	9	120	3	1	4	64	7	71	195	507	224	731
	501	坂祝町	3		17	5	22	1	0	1	1	0	1	24	45	27	72
	502	富加町	3		7	1	8	4	0	4	4	3	7	19	44	22	66
	503	川辺町	4		22	5	27	1	0	1	20	0	20	48	89	37	126
	504	七宗町	3		8	3	11	1	0	1	1	1	2	14	15	5	20
	505	八百津町	5		16	2	18	5	1	6	7	2	9	33	58	22	80
	506	白川町	3		15	1	16	2	1	3	0	0	0	19	25	34	59
	521	御嵩町	7		34	4	38	7	1	8	7	7	14	60	120	34	154
	小計			79	323	41	364	29	5	34	126	20	146	544	1,316	542	1,858
東濃地区	204	多治見市	4		38	0	38	3	0	3	3	1	4	45	62	10	72
	206	中津川市	25		84	10	94	10	0	10	64	8	72	176	369	124	493
	208	瑞浪市	14		31	2	33	6	0	6	19	1	20	59	175	97	272
	210	恵那市	9		41	5	46	5	0	5	22	5	27	78	114	24	138
	212	土岐市	7		23	1	24	11	1	12	13	0	13	49	85	22	107
	小計			59	217	18	235	35	1	36	121	15	136	407	805	277	1,082
飛驒地区	203	高山市	31		144	23	167	22	5	27	38	6	44	238	527	217	744
	217	飛驒市	17		42	5	47	12	0	12	28	1	29	88	161	77	238
	220	下呂市	5		12	2	14	3	0	3	7	0	7	24	70	36	106
	小計			53	198	30	228	37	5	42	73	7	80	350	758	330	1,088
総合計			614	3,016	361	3,377	304	62	366	1,376	220	1,596	5,339	10,914	4,458	15,372	
令和3年度実績			641	3,209	394	3,603	304	67	371	1,412	199	1,611	5,585	11,528	4,664	16,192	
差異			-27	-193	-33	-226	0	-5	-5	-36	21	-15	-246	-614	-206	-820	
県本部登録数			役員	スタッフ	合計												
			0	1	1												